

第24期第14回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年8月5日(木曜日) 13:30～15:40

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	岡田 充	第11番	高橋 征三
第3番	藤田 幸正	第12番	小野 春雄
第4番	村上 壽一	第13番	曾我部 英敏
第5番	塩見 敏夫	第14番	伊藤 繁次郎
第6番	寺尾 俊行	第15番	土岐 若水
第7番	横井 直次	第16番	伊藤 慎吾
第8番	藤田 健太郎	第17番	渡邊 勝俊
第9番	宇野 賀津美	第18番	松木 ワカ子
第10番	古川 一豊	第19番	山口 三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤 育雄	第8番	藤田 隆
第3番	加藤 宏司	第10番	眞鍋 哲哉
第4番	岩崎 紀生	第11番	竹林 義孝
第5番	小野 義尚	第12番	小泉 禮造
第6番	井下 八郎	第13番	高橋 秀実
第7番	高橋 眞次	第14番	神野 鉄治

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第1番	片上 和彦
推進委員	第1番	岡田 悦明
推進委員	第9番	田坂 健次

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 藤田 和則 主 幹 近藤 明美

農地係長 松本 聡
主 任 井上 貴 清

農政係長 谷口 恭子
会計年度任用職員 齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農業委員会活動について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。非常に暑い毎日が続いております。ちょうど今、東京を中心にオリンピックが開催されております。開催の是非をめぐって国民の皆様方から御意見等がありました。そういった中での開催でございます。連日テレビで日本選手団の活躍が報道されておまして、我々国民に対して感動と勇気を与えてくれており、選手の皆さん方も暑い中でも頑張っておられるということでございます。そういった中で、相変わらずコロナの感染者が増えています。愛媛県でもこの最近増えてきており知事さんを先頭にいろいろ心配をされて意見を言われております。皆さん一人一人がコロナの感染に対して強く関心を持つということで感染の拡大防止をしていただきたいと思います。あと、我々農業委員もちょうど夏の農地パトロールの最中でありまして。暑い中でございますがお体に気を付けて、農業委員の活動、そしてまた、皆さんそれぞれの農作業に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまから第14回新居浜市農業委員会総会

を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「農業委員会活動について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤 慎吾委員と渡邊 勝俊委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤主幹

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第2番の1件でございます。2ページをお開きください。

第2番、庄内町一丁目、庄内町五丁目、田2筆、面積計1,968平方メートル、相続人は、庄内町三丁目在住、(1-1)さんです。被相続人は、庄内町三丁目(1-2)さんです。証明内容といたしましては、続柄は長男、同居、相続開始年月日は、令和3年1月13日です。御審議のほどよろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページを御覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本係長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田11筆、畑5筆、合計面積13,625平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

60番の(2-1)さんから63番の(2-4)さんまでの4件ございまして、期間につきましては、10年2か月が1件、5年2か月が1件、4年8か月が2件。利用権の種類は、使用貸借4件で、全てが新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること並びに全部効率利用要件及び常時従事要件が認められることの各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、60番から63番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

渡邊委員

60番の(2-1)さんですが、この方は貸付人の長男で、ちょっと意味が分からないのですが、同じ田を息子が利用権を設定する。何か言っていましたか。

近藤主幹

60番の(2-1)さんにつきましては、貸付人が農業者年金の経営移譲年金を受給中でして、10年前に(2-1)さんに経営移譲するということで3条で使用貸借権を設定しておりまして、それが切れるということで今回更新というか、新たに10年契約をするものです。

渡邊委員

そういうことなのですか。

藤田会長

同じ家族でも、農業者年金の受給者であるということで、経営移譲をしなくてはいけないから、このように同じ家族の土地を利用権設定するというようなことです。

渡邊委員

分かりました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本係長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、19番から21番までの3件でございます。6ページをお開きください。

まず、19番につきましては、高田一丁目、田1筆、面積743平方メートル、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は現在2.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われれます。なお、許可後は水稻の栽培を予定しております。

次に、20番及び21番でございます。

まず、20番につきましては、大生院、田2筆、面積1,653平方メートル、畑1筆、面積643平方メートル。次に、21番につきましては、大生院、田1筆、面積103平方メートル、畑1筆、面積1,044平方メートルで、合計面積3,443平方メートル、譲受人

はいずれも（３－２）さんです。

譲受人は、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得する目的で、農地法第３条による申請書が提出されました。

申請地の一部は、（３－２）において、すでに耕作されており、他の農地につきましても、いつでも耕作できる状況から、周辺農地への影響については特段ないものと思われま

す。なお、（３－２）につきましては、関係書類の確認及びヒアリングの結果、株式会社であるという法人形態要件、今後３か年の売上高が、農業に関連するものが大半を占める事業要件、総議決権の過半が農業関係者である議決権要件及び理事等の過半が農業に従事する役員要件の各要件を満たしていることから、農地を所有することができる農地所有適格法人でありますことを確認しております。

以上、１９番から２１番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、１９番は岩崎 紀生委員から、２０番は渡邊 勝俊委員から、２１番は神野 鉄治委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、岩崎委員お願いします。

岩崎委員

１９番について報告いたします。７月２９日譲受人（３－１）さんから申請地等の聞き取りを行いました。現在は耕作はされていないが、畔際の草取り、耕起等の農地としての管理が行われております。申請地は（３－１）さんの自宅の敷地と隣接しており、隣地との境界も明確であることから周辺の影響についてはないものと思われま

す。今後は稲作を予定しているとのこと。また、(3-1)さんは、現在所有している農地については稲作を作付けしており、耕作の意欲があり地域との調和要件も特に問題ないと思われまますので、許可しても支障はありません。御審議のほどよろしくお願ひします。これで、報告を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

次に渡邊委員お願ひします。

渡邊委員

まず、(3-3)さんの田、畑ですが、田2筆は現在(3-2)として水稻を作付けしております。そして、畑は現在耕作放棄地の状況ではございますが、取得後は雑木や雑草を伐採し、問題なく果樹を栽培すると思われまます。よって、取得後も地域との調和も問題ないと思われまます。

藤田会長

ありがとうございました。

次に神野委員お願ひします。

神野委員

21番ですが、現在耕作はされておりませんが、直ぐに耕作ができる状態ではありますので問題ないと思ひまます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、19番から21番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めまます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。8ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しまますが、伊藤 慎吾委員が関係しておりますので、退室願ひまます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は17件です。

9ページを御覧ください。

112番、多喜浜五丁目、畑13筆、譲受人は(4-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

113番、御蔵町、畑3筆、譲受人は(4-2)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

114番、郷三丁目、畑2筆、譲受人は(4-3)さん。

内容は、自己住宅112.04平方メートル、一体利用地として、宅地94.01平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

115番、宇高町二丁目、田1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は、自己住宅111.79平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

116番、垣生五丁目、畑1筆、譲受人は(4-5)さん。内容は、自己住宅84.18平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

117番、萩生字岸ノ下、田2筆、譲受人は(4-6)さん。内容は、賃貸共同住宅2棟295.38平方メートル、農地

区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

118番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は(4-7)さん。内容は、自己住宅89.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

119番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は(4-8)さん。内容は、建売住宅1戸108.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

120番、船木字元船木、畑4筆、譲受人は(4-9)さん。内容は、自己住宅105.99平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

121番、船木字高祖、田1筆、譲受人は(4-10)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は賃貸借権で期間は20年です。

13ページを御覧ください。

122番、萩生字河ノ北、畑1筆、譲受人は(4-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

123番、外山町、田1筆、譲受人は(4-12)さん。内容は、自己住宅125.45平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

124番、萩生字河ノ北、田2筆、譲受人は(4-13)さん。内容は、露天資材置場・露天駐車場、一体利用地として、宅地473.92平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

125番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は(4-14)さん。内容は、事務所1棟47.41平方メートル、一体利用地として、宅地352平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

126番、船木字道面、田1筆、譲受人は(4-15)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、原野145.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

127番、船木字下長野、田8筆、譲受人は(4-16)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は賃貸借権で期間は20年です。

15ページを御覧ください。

128番、船木字高祖、田2筆、譲受人は(4-17)さん。内容は、事務所及び工場244.32平方メートル、一体利用地として、用途廃止の農道及び水路19.47平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

以上、112番から128番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、112番から128番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、小野(春)委員。

小野(春)委員

太陽光発電が増えてきているという状況が見られるので

すけど、今まででも新居浜市において農地を太陽光発電に転換されておりますけど、こういった審査の許可を与える段階で、近隣の農地の所有者がというようなことで例えば1例でいいますと、お盆が近づくとか、自治会内の清掃作業とか、地方祭とかこういった時に農地の所有者は全部自分のところの農地ももちろんですけど、隣接している道路というのは全部義務的に綺麗に刈ったりしているわけなのですよ。それが、許可を与えている太陽光発電所の業者は近隣の人は綺麗にしているのに、そこだけしていない、こういうのも行政の方で認可するときには一項加えているのですか。

井上主任

そこについては、農地法の内容としましては、許可は出来ないというところだけの縛りになりますので、許可後にどうこうという話は農地法上での縛りはなくて、電気事業法とか別の話になってしまいます。

小野（春）委員

直接、農業委員会などには関係ないという言い方をされますが、全体的にどこかでチェックポイントを与えるようなことをしないと、今後も増えていく可能性もあるので。

藤田会長

小野（春）委員が言われていることも全く分からないことはないのですが、農業委員会の総会で審議をするのには農地法にかかることについてだけです。当然、受付ける事務局も関係の準備をしておけばこちらの方へ議案として上げてくるということですから、そういった以外のことについては、農業委員会事務局の方でいろいろ制限を加えるとかいうようなことはできませんので御理解いただけますでしょうか。地域の中で、ここは太陽光発電になるらしいというのは分かるではないですか。そういったときに地域の中でいろいろ取り組んでいかれるというようなことで、例えば旧の土居町辺りは場所の一角に、それと業者と地域と連絡を取る、責任者を決めてその責任者が地域といろいろ話し合いをすとか決めてあるところもあります。これは全て農地法の中ではございませんので、地域のいろんな生

活の中での関連をしたところでいろいろされておるとい
ようなことも聞いたことがありますけど、いずれにしても
もそういったことについては農地法以外のことで事務
局の方で意見を上げたり、取り組んだり、農地の審議
することについてもそれ以外は出来ませんので、事務局
もいわれたようにここでは別というようになりますので御
理解をいただきたいと思います。

小野（春）委員

ありがとうございます。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。はい、横井委員。

横井委員

同じ件なのですが、改良区が許可申請をした時に受けな
かったらいいんですね。

藤田会長

改良区が意見書を出す時に、そのことについては意見を
同意できないと出されても、事務局で受け付けができない
というわけではなくて、受け付けができて逆に事務局の
方から、県の方から改良区に対してどうして同意できない
のかというようなことがおきてくると聞きますけど。

井上主任

改良区の意見書というのは、周囲の農地への影響という
ところで担保されるものにはなるのですが、正当な理由な
く意見書が出されなかった場合は、その出されなかった経
緯とかを説明したうえで周囲の同意書とか、周囲の農地へ
の影響がないという資料が添付されておれば、受理せざる
を得ないというものになります。改良区が意見書を出さな
ければ申請できないのかと言われたら、そういう訳ではな
いということだけ御理解いただけたらと思います。

横井委員

多喜浜改良区なのですが、今、意見書を出さないという
のは私一人の考えなのですよ。私にしてみたら悪徳業者み
たいなのですよ。それを、取り締まってほしいといっても
どこに行っても駄目なんです。この間、農地整備課に入
ってもらったのですよ。それでも駄目なんです。判を押
したものはしょうがない。でも皆さんどう思いますか。

藤田会長

これは、お一人お一人の専有物ですからそれに対して制
限をかけるわけにはいかない、売買や譲渡に対して言えま

せんし、その土地を持っている人がまず一番しっかりしなくてはいけないし、農地を守っていく。我々のところは農地を転用されることによって、周辺農地にどのような影響を及ぼすか、その影響によってそれは許可できる、許可できないというようなことになろうかと思えます。特に今、太陽光発電については、国の代替エネルギーの確保という原発の事故以来そういったことで国の政策として進めておりまして、こういった会もそうでありますし、県の常設審議会もそうですし、いろいろ言われるのですが、意見が出て国としては、片方は代替えのエネルギーを確保しなければいけない、農地がいろいろなことで変わっていくと、それについて変り方の制限というのは、片方はやってくれと、片方は制限をかけて、矛盾することですらかなかなかできないだろうと、でも意見として上にあげていけというようなことで、県の農業会議から全国の会議へと行ってますけどなかなかそれに対して明確な答えが返ってきていないというのが現実です。今、横井委員さんが心配されて特に多喜浜土地改良区で問題が起きたりするのもそうなのですが、いずれにしても今回の問題でも、それぞれの方が判を押して理解をして、承諾をして売買していますから、それについて周りから言えるものではない。土地改良区として組織として、農地を守っていこうというようなことで、アクションを起こしたりするのは理解はできますけど、こういったところで意見や制限はないのかといわれても、ここではそういった答えは出せないということになろうかと思えます。いずれにしても、お一人お一人が意見を持って、分からない人にはこういうことで協力をしてくださいと、分かってくださいと地域の中で活動をしていただくことではないと、なかなか難しいと思えます。それとよくいわれる業者が1回所有権を持って転用の許可を受けたら、農地から農地外に変わりますから、その中でいろいろとそちらの方の関係のところまで問題に対して解決をしていかな

くてはいけない、なかなか難しいですけど。

横井委員

そしたら、農道は通らないのか、農業水路に蓋をしなければいけない状態でね。

藤田会長

その時に、改良区は許可をしないと、最初の時にアクションを起こしていかないと。農業委員会がこれに対してあれをしてほしいとか、これをしてほしいとかなど言えませんので、それは関係課の農地整備課とか、土地改良区の県の担当課とかなどに、しっかり指導してほしいと意見は言えますけど、最前線の改良区に頑張ってくださいというのが一番いい方法だと思います。

横井委員

はい、ありがとうございます。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。はい、古川委員。

古川委員

困ったことが起きてしまって、法で決まっているからそれ以外はできないとっていただいたらいつまでもできないのでいろいろな所で意見を言えるところで声を上げていかないとできないですよ。農業委員会に関係する人がいろいろな会に出て言えるところがあったら言っていく、皆が言ったらだんだんとそれができていくというようにしないと、今と何も変わらないと、それを何とかしていかないと、そのことを考えていただきたいと思います。

藤田会長

今、いった関係機関へ働きかけはして参りますけど、なかなか言ってもいいように進んで行くというのは難しいとは思いますが。我々も含め、また、農業委員会の中でいろいろ出た意見についても関係機関に働きかけて参ります。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時20分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農業委員会活動について」を議題といたします。

第24期の皆さんが委員に就任して1年が経ちましたが、1年間の活動を終えての感想、また今後の活動についての意見や総会でこんな研修をしたい等、何でもかまいませんのでお一人ずつ意見を述べていただきたいと思います。それでは、岡田(充)委員さんからお願いします。

岡田(充)委員

1年が経ちまして、農繁期等にいろいろな方と出会っていろいろ話をしておりますと、それぞれの悩みとか、いろいろ問題がありまして、こういう問題もあるんだなど、地域の方と話しをしたりするときに参考になることもありました。景観形成作物についても、季節の花を、これはなかなかいい施策だと思いながら、ほ場の近くですので状況を確認したいです。以上です。

村上委員

私の住んでいるところは、山に近いところですが、今、独居老人が多くなりまして、田畑が荒れてきています。子供のところに行って空き家になったとか、竹が生えてきてそこが鳥獣の住み家になってきたとか、住んでいる人からいろいろ苦情が多くなっております。それを処理してくださいとお願いしても、やっぱりお金のいることなので、なかなか頼みにくいというようなことが増えている状況です。これからどうすべきか、まだまだ増えてきそうな心配がしています。私自身も、田畑をしているのですが、電柵だけで間に合わなくなり、今期メッシュ柵を百数枚、電柵と2重にしてやっているのですが、周りが池のように掘られて頭を抱えている状態です。近所の方と一緒にやっているのですが、こういう状態がいつまで続くのかなというように思っております。以上です。

塩見委員

僕は去年、農業委員になりましてこの1年間で思ったことを話すと、戸別訪問で農地の調査に行ったときに、ご高齢の方が多く、子供達が都会に出ており、跡継ぎがない。どこかに売りたいのだけでもそれもなかなか難しい。買い手がいない。僕は神郷地区なのですが、郷の人の顔は知っているのですが、他の離れた地区は初めて会った人もいたので話はできないのですが、私が感じたことは跡継ぎ問題で、誰かいないのかという話でいろいろ考えているのですが、近くに〇〇農機とか畑の世話をする人を見つけてその方に頼もうかとも思っているのですが、なかなかそういう状況でこれからの課題としています。以上です。

寺尾委員

この1年を振り返ればいろいろな事があり、長き思いの1年が過ぎました。今、言われたように太陽光の問題とか、荒廃地の耕作放棄地の問題が山積みで残っています。農地台帳等で訪ねるのですが、そこでは個々の意見等を聞かせていただいたのが参考になったかと思えます。個々の話というのは先程から出ております、農業従事者の高齢化、後

継者不足、作りたくても農道の不整備、機械がトラクター等々が入らないという田んぼが多々あります。そういうところは、全部耕作放棄地として荒れ地になったものです。また、荒れ地になった後は転用、残念ながらそういう方向に向いております。コロナの問題も含めて昨年7月ですか、市長に農業委員会からも意見書を出しております。それに向いて農業委員として少しでも努力し、務めれるようにできたらいいかなと考えております。これから、地域の高齢者とあまり話す機会もないのですが、何かの寄り合いがあればそこで皆さんの意見を聞いて全体として前向きに進んでいける方向でやっていきたいと思っております。以上です。

横井委員

1 番頭に残っているのは太陽ソーラー、これですっと頭を抱えて文句ばかり言ってしまうのですが、次に鳥獣被害。多喜浜、阿島は鳥獣被害が酷いです。それをやっぱり、高齢者ばかりでどうもできないです。猟友会にお願いしてもサルが出てくる。花火を鳴らしても同じことで、サルは賢いです。うちで考えているのは太陽ソーラーと鳥獣被害。郷山一帯はどうにもならないと思うのですが、何か解決法はないか考えているのですがなかなかうまくいきません。それと、高齢化なのですが、息子さんの名義になっているが、住所は祖母の住所のまんまでそういう状態が多いですね。こういうのもどうしたらいいのでしょうかね。土地改良区とも情報交換しながら進めて参ります。

藤田（健）委員

船木地区の藤田です。会社を定年退職してから数年で農業委員に入ったのですが、船木地区は私達が子供の頃は過疎地と過疎というのは無医村といわれたように百姓以外はなかったのですが、今回農業委員になって担当地区を回ってみますと、農業というのは生き残るのが難しいかと、それはどうしてかということ、私自身も退職した時に米を作ったことがないので、田が売りにでているので買おうか

と、そういう経緯もありましたが、経済的なコストを考えたり、自分の年齢を考えるといくら農業規模を広げても自分ができるのは後10年、その後はいないというようなことで後ろに下がってしまう。そういうこともありまして、農業は食べていくには難しいし、趣味でやってもいい加減になるし難しいなと思います。あと一つは、後継者なのですが私どもの子供達が土を触ったことがないと、そういう状態なので人のことは言えないのですが、親が子供に土地を譲ると言っても逆に子供はいらないと、あまり言うとその土地を売って現金をくれと、そういうところが回っていると多いです。ということで、新居浜市の農業を続けるという道筋とか方法は今後も頭がいたいことだろうと思います。地産地消とか、道の駅とか、産直とかいろいろありますけども、今ひとつでちょっと私自身どうしてよいかはつきり分かりません。あと何とか頑張ってみますけどというところでは。

宇野委員

自分の地区は船木地区なのですが、皆さんが言われるように鳥獣被害が多いので周りからも何とかしてほしいと農林水産課の方へもかなり話にいったのですが対策を自分達ですという事しか方法はないということなので、高齢者にもなってきたお金もかかるので、もうしないという人が大半です。それと、農地パトロールで気が付いたのですが、耕作放棄地も他の地区からきてだいぶ耕作してもらっているのですが、少なくはなっているのですが、畑でも地目が山林になっているところがいくつかあるもので、これは、どうしようもないということなのでこれを何とかできないかと思います。これは、後継者もいなくなってそのままになっているところもだいぶあるので、こんなところを何とかしてもらえたらと思います。以上です。

古川委員

失礼します。瀬戸、寿地区の古川一豊です。私は農業委員を再任いたしまして3期目です。連続ではないのですが、西喜光地と瀬戸、寿がペアになって3年交代でやっ

ております。農業委員の役目を引き受けた時に先輩の人から、お前に託したぞ、農業委員になったら地区の農業をしている人の味方になって、地区の農業の人が幸せになれるように、世話役にならなくてはいけないので頼むぞと言われました。言われたようなことをしなくてはいけないなと思いながら3期目になりました。自分達の任務していた時と比べると、段々と農業を取り巻く環境というのか、悪化していますね。そんな気がします。鳥獣被害もそうなのですが、ハクビシンやタヌキは動物園で見えるものだったのですが、寿町、泉川小学校付近にはタヌキやハクビシンが出てきてスイカなどを食べるんですね。これは本当に、他人事ではないなと気がいたしております。難しい世の中になってきているなど、かと言って自分で箱罟を作って捕まえていたらこっちが首になるしなかなか難しいですよ。3番目には農業が盛んになるためには、百姓を習得したら儲かる、稼げる、そういうようなものがないとやっぱりいけないと思います。なんぼやっても赤字じゃ、信用だけでは農家が減ってくるのもしょうがないわね。何とか考えて、儲かる農業、稼げる農業をしないといけない。徳島県の上勝町でしたかね、山の葉をいっぱい取ってきてそれを箱詰めにして年収一千万だとテレビでしておりました。ああいった事ができたらいいなと思っています。私達のところには百祝いという言葉が残っています。何かというと、終戦後に食べ物が無いときにどんどん農作物を売って、昔は百円札しかなかったから、百円札が一尺、一尺の束ができたなら百祝いといってお祝いしておりました。それも、あまり良くないと思うのですが、やはり稼げる農業を何とか考えていかななくてはいけないと。私は、産直のところ毎朝出荷しているのですが、若い人と話をしていたらネットで売ると、ネットで売ると結構高く売れると、いろんな方法を考えて儲かる農業、稼げる農業を目指したいなと

思っています。それから最後に、農業委員会に就任できて色んな人と知り合いになって農業の幅が広がりました。知り合いもたくさんできました。こんな関係をこれからも大事にしていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

高橋（征）委員

高橋です。昭和32年から百姓1本でやってきました。しかし、昔の百姓は体を使うのは昔の方がだいぶ辛かったと思います。現在は機械化農業という形で非常に楽になったのですが、今の若い方につきましては百姓では食べていけないから百姓はやりたくないというのが現実だと思います。そういうことで、だんだん耕作放棄地が増えてきたのだらうと思いますけど、先月、農地パトロールに回りますと、去年に比べ若干遊休農地が増えているのではないかと思います。これも、貸し手はあるのだけれども、借り手がないというのが現状でございます。これから少しでも、借り手が増えますと多少は遊休農地が減っていくと思います。なかなか難しいですが、できることがあったら元の農地に返るような努力をしていきたいと思っております。以上です。

小野（春）委員

角野の小野です。私、個人的には幼い時に比べましたら耕作放棄地ではないですけど、昔とは家の周りの状況は本当に変わってきました。時代の流れと言えはそれまでですけど、やはり、歌の文句ではないですけど綺麗な田園風景が減っていくと言うのはやはり心寂しいというものもあります。それが一つでも、よきほ場に食い止められる、もしくは、復活できる。こういったために、私、個人的には、今の高齢の中においては農地管理機構いうのを我々ももっと勉強して、そういった農家のいろいろ苦しんでいる方の一役になっていくように今後そういったのを勉強していきたいと思っております。そういうような勉強の場も農業委員会の方でお願いしたいと思っております。以上です。

曾我部委員

角野の曾我部です。今まで皆さんが言われた通りのことです。農業の今後はそういうことになっております。今からできなくなった田畑はどうするのということで、今の小野さんの方からは中間管理機構の話もありましたけれども、これも借り手がなければなかなかできないというところでもあります。ですから、これは安心して預けられる、預かって作れるよというところを造らなくてはいけない。それを、農業法人これを立上げなければいけない。結局、農業のことですから、JAが立ち上げて、JAの出資型農業法人を立ち上げて、そこに、土地を貸すということ、これをやれば一番いいんですね。四国中央市、今治市は既に立ち上げてやっております。新居浜もやればいいのですが、初期投資も非常にかかります。農機も要りますし、人は集めてきてするようにすればいいのですが、初期投資もかかるし、その後、年々それで稼いで黒字になっていくのかということとそれも難しい、じゃあ、どうするのかというと、全国には他にも例はあるのですが、普通は行政がやっているんですね。行政が出資するよ、JAも出資してください。他にもいろいろなところが出資して、それで農業法人を立ち上げて、農地を借り入れてそこで里芋なり地区の特産物を売ったりしてやっております。そういうことが、新居浜の場合は昔から私は思っているのですが、新居浜市は農業に本当につき込んでくれています。今度、銅夢市場というのができたのですが、あそこに六千万払っているのですかね。あれが、一株式会社の人間に、なんぼ銅夢が新居浜市のもので余していると言っても、ああいうものを造るのに六千万、農業に六千万出してくれたら、じゃあJAも同じように出してといたら初期投資として物もできるし、そういうことをやっていただきたい。先程、多喜浜の横井委員さんが言われていた太陽光の話ではないですけど、じゃあこんなものを何故許可するのですか、農業

委員会は農業委員会としてきちりできていれば許可をせざるを得ない、それはその通りです。例えば農林水産課に行ったら農業委員会が許可をしているのだからしょうがないで終わってしまう。これはこれで、各課なり部なりが共同で皆で中身の話をしてですね、駄目になって10年経って言うていく、新居浜市として出すと、各課は大丈夫だけど、うちの課は知らないよとか、そういうものではないような形で新居浜市にやっていただきたいというように思います。農業の方にお金をいくらかけているのよと、4月、5月くらいの総会でやってくれていますけど、沢山あるようだけれどもあれは国や県なりのお金を窓口が新居浜市だからやっているんですね。本当に皆さん考えていただいたら分かるのですが、農業にかけている予算は新居浜市は非常に少ないです。だから今回は、今からいう耕作放棄地の問題ではないですけど、将来、田んぼなどようせんようになるんです。我々も5年したらできなくなる、その時に安心して預けられる、そして、いつでも田畑を息子なり娘なり耕作できるような状況で預かってくれるようなものを立ち上げなければなりません。偉そうに言ってますが、私もできなかったのですが、これは本当に非常に費用のかかることなので、これは行政が主になる、主にならなくても一緒に出資するそういう形で、本気で市が取り組んでくれなければ、これは民間でなんぼやっても我々が方法がないかといってもこれは出来るものではないというように私は思います。ですから、今から我々農業委員会なり、農業委員、推進委員が我々が市に向かってそういう話をしなければ誰もやらない。我々が農林水産課に行って話をしてもそういうことは、例えばJAとか農家から言ってきたら私達も検討します、そういう受け身の状態なので主になってやってくれないので、我々がそういうことを主になって今からお願いをするようなことにしたいと

思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤（繁）委員

中萩地区の伊藤でございます。昨年7月に就任いたしましたして1年が経ちました。この1年は農業委員会の方からこれをやって、あれをやってということばかりで、それに受け答えしておりましたが、やはり農地パトロール、炎天下の中やることもありましてし、農地台帳の整備で回らせていただいて、皆さんのお話を聞いた中で僕が感じた一番の問題点というのは、後継者不足だだと思います。土地はあるのだけれども、私が辞めたらどうなるのだろうというような人ばかりでした。先程、曾我部さんが言われたようにきちんと預けて、きちんとやってくれる団体ができれば長続きするんじゃないかと思えますし、今後もそういう団体ができるように皆さんも一緒に頑張れたらいいと思えますし、2年、3年目になりますと私の意見も言いたいと思えますので、今後ともよろしく願いします。

土岐委員

中萩、萩生地区の馬淵という地域、JRに沿って新居浜バイパスができていますけど、そのバイパス沿いにある小さな集落なのですけど、バイパスができるまでは、金子山に住んでいるイノシシが人家の側まで来ていたんです。それが、バイパスができたおかげで、バイパスから南の方にはイノシシが上がってこなくなりました。ところが、JRから北、山の間ですがここ20年くらいの間、もの凄い勢いで、私も農業委員を始めまして何とかしなくてはと思っている時に、ある農業者が馬淵の方で土地を貸してくれるところはないかという話がありました。それで行きましたら、話を進めておりましたら、まず一番最初にネックになったのが、相続ができていないという方が非常に多かったんです。これができていないと中間管理機構も利用できない、使用貸借もできない、もう仕方がないから荒らさなしょうがないというような形で今、こういう仕事を始めて、初めて気が付い

たのですが、地区内回ってみますと畑だという土地に直径が30センチメートルを超えるような雑木が生えているんですよ。手入れも何もできない状態、そういう土地もあるんだと私びっくりしました。そういうようなことで、今日も農業委員の冊子がありますが、相続に関する土地も出ておるようですけど、まず、これを先に何とかしないとこれから先、農業が駄目になってしまうのではなかろうか、今まで話を聞いておいても後継者がいない、確かにその通りです。まだ、私達の地区では本当に百姓ができる人というのはほとんどいなくなってしまっております。もし、多少いても仕事に行っている関係で全く百姓を手伝わない、そういうような状態がありまして、私達の地区の方が持っている土地の10ヘクタールくらいは耕作放棄地になってしまっております。お米を作ってもイノシシに全部食べられてしまう、もう見事です。ある会社さんが3反半くらいある土地を私の地区で買ましてそこにお米を植えていたのですが、とにかくちゃんとした電気柵をしたくらいだったら、イノシシは電気柵を飛び越えるんです。だからそれを内側に約2メートルくらいのネットを張って、イノシシが入らないような作業をしなかったらお米なんか取れません。それだけの手間を誰がかけるのか。農業委員を始めまして、そういう実情をひしひしと感じて、まず、相続は確実にしてもらわないといけないと感じます。以上です。

伊藤委員

大生院地区の伊藤といいます。4年目になります、皆さんが言われたように後継者不足、後5年したら私自身も作れなくなったら、私の地区でもほとんどの場所ができなくなるんじゃないかと、後続いてする人がまず見当たらないという感じなので、畑だったら2反かそこらくらいしか個人ではできないですよ。3反になるとなかなか難しい。水田だったらできるけど、これも機械が沢山いるので水田では農業は成り立たないという、本当

に難しい。農業法人化してするには、置き苗から始まっていろいろしなかつたらまずできない状態だし、大生院地区なんかはほ場整備ができてないから小さい田んぼ、変形な田んぼばかりで農業効率もすごく悪いからなかなか水田でも難しい。どうしようもないのかなという諦めのような気持ちになっております。だから、今のところ退職者が10年か20年程度するような形で引き継いでいくしかないのかなと感じです。それも、何年かしたら若い人になったら退職後もしなくなるんじゃないのかと思います。できれば農業法人的なもので、ある程度まとまってできれば何とか耕作ができるのかなと思います。あと、現在自分が作っている状況を考えて、農業をする意欲とかそういうことを考えた場合に、農業をして販売とかそういうことを考えたときに、JAなんかは里芋あたり処理工場を作って、西条から新居浜まで全部するような形で、ある程度そこにもって行けば販売までできるという形、そういう形がどんどんできなかつたら、産直に限ると産直の場合はすごく細かく全部商品にして出さないといけない、確かにその方がお金にはなるけど、それもなかなか難しい。だから大規模に農業をしていくとすれば、JAが中心になって集荷してある程度の価格を保証してするような形ぐらいはやっつけていけるかなと思います。稲作の場合には私が一番残念に思っているのは、直接関係はないのですが、ひめの凜といういいのができた、5、6年前から楽しみにしていたのですが、いざできてきたら1ヘクタール以上作って、全量農協に出荷しなければいけないと、もうがっかりしました。JAの為の品種改良だと、全部出さないといけないということは、農協に出す価格でしか売れないですね。私なんかは今作っているのは、JAに出したら価格がどうしても低いから、個人で売って2割程度価格を上乗せして、そういう形で現在やっ

す。ひめの凧を作ったら収量が多いし美味しいしということでしたのに、実際は全量を出荷しなくてはいけない。農業委員会でいうことかどうかわかりませんが。そんなので、JAとの皆さんがやる意欲を、出荷についてもそこら辺も考えていかないと難しいなと感じております。

渡邊委員

大生院の渡邊です。大生院では今、先程の審議でもありました（3-2）が農地を借りますよと方針を打ち出していますので、ちょっとした話題になっております。農地を借りてあげます、よりも、買ってあげますの方がインパクトがすごく大きいですから、利用権を設定して担い手農家に借りてもらっているところも、売るから返してという状況になりつつあります。貸しはがしが今後起こるとい状況にあります。農地の引き受け手ができたという点ではいいんでしょうけど、農福と連携ということで、補助金がたくさん下りているから（3-2）もいいですけど、将来的に頑張ってもらってやっていただけたらと思っております。

松木委員

金子地区の松木と申します。私も去年初めて農業委員になりました、農業委員はどういうことをするのかなどいろいろ勉強をさせていただいております。私の金子の江口なのでほとんど田んぼをしている人がいなくて、江口の方は3人くらいしか作っておりません。他はほとんど宅地になって作りにくくなっております。今後、どのようになっていくのかなと思っております。

山口委員

高津支部の山口でございます。私は4年目でございます。現役の時は農地整備課、土地改良事業をやっておりました。4年目になりますけど、農業はやってございませんので農業新聞ですかね、農業新聞の配布を同じところに持っていかないと、いろいろな農家さんのところパトロールをしながら面談があったところへ行っている御意見なり、話なりをお聞きしております。その中で

各農家の皆さんと話を聞くのに、私の親戚が2、3名百姓している人がおります。そこにも家族がいるのですが、後継者がいないんですよ。一番の問題点になっておりますが、高津地区もご存知のように地盤沈下事業から耕地整備事業を昔やっておりますので、水田はわりと綺麗に整備されており、土地改良事業はだいたいできております。それでも後継者がいないと、私の親戚にも後継者がいない、それで作っていただいているのですが、作っていただいとる人も少ないんですよ。耕作してくれている人が体調を崩して入院したのですが、10人やそこらの方が不安なんですよ。高津地区はわりと広いから、昔の農用地でございますから、非常に作ってもらっている方は困るのではないかと私も今から心配していることなのですが、何かありましたらお話させていただいたら参考にもなるのではないかと思います。私も、農地の維持について皆さんと一緒に努力していきたいと思っております。

神野委員

大生院の神野です。1年になるのですが、正直別に続けたいとは思わない状態なのですよ。農業委員としての力、権限というのがもう1つ分からない状態でこれから勉強をしていく感じになります。よろしくお願ひします。

高橋（秀）委員

中萩地区の高橋です。治良丸土地改良区から推薦をいただいて推進委員をしております。県立の新居浜病院がこないだ新しくなりましたが、その西側に川が流れているのですが、その、南側上流にある土地改良区です。皆様の顔ぶれ、私もJAで33年余り務めていたので顔見知りの方が多い中、いろいろ御相談にのっていただきながらこの1年間やってきたわけですけど、やっぱり、農地パトロール、年末年始の意向調査を回ってみると、これは耕作放棄地になっても仕方がないな、高齢化で跡継ぎもいないし、進入路もないし条件が最悪だなというよ

うな農地が多いのに、この1年間いろいろなことを関わりながら実感しました。その中で、私なりに農業機械の関係の仕事をしていたので、耕作放棄地解消事業で大型トラクター、草刈につけたフレームモアのオペレーターとか、地区の中萩地区の共同機械のオペレーターをさせていただきながら、少しでも耕作放棄地の解消に繋がるように今、一生懸命活動しているところです。今後とも頑張っていきたいと思います。御指導よろしく申し上げます。

小泉委員

中萩地区の小泉です。中萩の一番北の方ですかね。本郷とか中村松木とかその辺りです。私は40年くらい農業をしておりますが、近隣もやっておりましたが、ほとんど辞めてしまっています。今、皆様のお話を聞いた中で農地法の基本的な考え方というのは、今ある農地をありのままにというか、いい状態でそのまま長く継いでいこうという考えがあると思うのですが、それは、私の職務を適応しなくてはという気はあるのですが、僕は40年近くやっておりましたが、母が居たから黙ってやりました。でも、間尺に合わないんですよね。もう、2年前に辞めましたけど、母にもういいよと言われてね。辞めた後に自分のプレッシャーはなくなりましたけど。スーパーで初めてお米を買いました。安かったですね。結局、阿島ですか多喜浜ですか農地が東京の企業に來られて、太陽光発電施設を造って価格が2倍も3倍も上がりますから、転売すると思うのですが。新聞にも出ておりましたが、できないというのは一番、農家にとってはやりたくてもできない状態になっているというのが問題でいろんな問題がありますけど、後継者の問題とか資金の問題だとか、これを解消しなければずっと続いていくと思います。

竹林委員

中萩地区且之上の竹林です。1年目なのですが、あつと言う間の1年でした。そういった中で農地パトロール、

台帳調査をさせていただく中で現地を見せていただいたのですが、やはり皆さんがおっしゃった通りなのですが、本当に後継者がいないという中で特に昔は稲作ばかりだったのですが、数パーセントしかできておりません。そういった中で水番という制度があるのでなかなか大変だと、そういう状態の中で今後農業をするというのも難しいと、地形的にも不整形地で本当に作り手がないという、パトロールをした中で特に感じたのはやはり放棄地ですね。何年も放棄しているんですよ。家が建っている直ぐ近くで放棄している、そういったところですね、美化条例ではないですけど市の方で、罰則を取らなければ守られてない、そういうところを痛感しております。皆様からも今後の農業はどうかと農業者からも耳にするので、実際集約、集積といいますけど、担い手が見つからない、条件が満たされない今後の農業というのは非常に難しいとそういうことを実感した次第ですけど、そういうことを言っても前を向いて行きませんが、推進委員として少しでも役に立てればと思います。

眞鍋委員

角野の眞鍋です。私も3年目になります。最初に農地台帳の確認の話なのですが、1年目はほとんど分からなかったのですが、2年目から要領もよくなってきたのですが、耕作をしていた田畑のほとんどが放棄地になっております。放棄地が非常に増えております。後継者がいないから何も作れない、高齢になってどうしようもない、農地への進入路がないとか、そのままになっているのがほとんどです。訪ねていってもなかなか出てきてくれない、高齢者になってどこかにリハビリに行っているとか、仕事にいつて農業はできないとか、電話をしてもこの頃は詐欺被害の電話が多いので出てくれない。台帳を調べるにも非常に苦労しました。それと後、農業委員をやりたい、私の後にやってくれる人がおりません。後継者も全然ないです。農協の共同機械のオペレーター

もしておりますが、オペレーターさえもやってくれる人がいないです。本当に困っております。そのような状態ですが、少し希望を持ち、ムチを打って頑張ってみようと思います。

藤田（隆）委員

船木の藤田です。推進委員をやって1年が経ったところです。今、感じていることは皆様と同じで後継者不足のことで、現在私自身が産直で野菜の生産をしているのですが、農地台帳等で皆さんの家庭にお伺いして後継者を聞くと、だいたい10年経ったら、今自身もいないとか、10年経ったら農業をしている人が相当減るんだろうなという危機感を今は感じているところであります。以上です。

高橋（眞）委員

船木の高橋です。皆さんが言ってくださったので同じことです。ただ一つだけ、この間37歳の男性の方が農業をしたいと農業委員会の方に話がありまして、事務局の方から私に電話がありましてその方と会いましてけども、農業の学校を出ているのかと聞くと、農業の関係の学校ではない、農業のことは本を読んでめちゃくちゃ知っているというし、暑いのに草も引かないかんし大変だと、トラクターのか農機具を持っているのかと聞くと、友達のおじいちゃんが持っているので貸してくれると、とにかく景観作物でひまわりの種まきがありまして、百姓がどんなものかを伝えないかんと思いき朝一から来てもらい、皆様からの御指導を受けて真面目にはしておりました。それで、話をしていたら僕は無農薬でやりたいんです。それを、ブランド化したいんです。ブランド化したらものすごくお金になると、そんな漫画のような話は絵に描いた餅だといったのですが。自分で動かないことにはできないと、そういうことで話をしていたのですが、新居浜の場合は3反ないと百姓ができないんです。また、本人から電話がかかりまして西条の飯岡で4反あるので、そこでやりたいので一度西条の方で講習会にも出た

そうです。そしたらそこでやってみればと話はしたのですが返事待ちとのことでした。以上です。

井下委員

多喜浜の井下です。私は、皆さんのいろいろな話を聞きながら新居浜市の農業は5年先、10年先どうなるのか、私の地区は荷内で農振地区ですけど、高齢で田んぼを荒らしております。なぜこうなるのか、今私も多喜浜の共同機械でずっと走っておりますが、阿島、多喜浜、新田とずっと回っていても農業をされている方は高齢者が多くて、その息子さんといってもなかなかこちらにいないから東京とか大阪にいて帰ってきて農業を継ぐという人は非常に少ないです。このままいくと5年先、10年先はどうなっているのかと、農地というのが全部荒れてイノシシの巣になるのではないかと今危機感を持っています。その中で先程、曾我部さんが農業法人ということでそういう方向で作りたい人がいるからそれを借り手でもやっていくという方向でも見つけてやって行かなければ、これから先、新居浜は駄目なのではないかなとそういう思いをしております。できるだけ、課題の一つずついい意見があればそれを具体化をして伸ばしていただけたらと思います。以上です。

小野（義）委員

神郷の小野です。よろしくお願ひします。農業委員を7年続けているのですが、皆さん後継者ということとかなりその辺が深刻になっているという状況でございます。遊休農地が7年の間にかなり増えているというのが現状で、我々も誰か作ってくれる人がいないかという相談は受けるんですけど、それがなかなか見つからないというのが現状で、本当に個の力では無理ではないかと限界があるのではないかとというようなことです。その辺は農業委員会が何かを立ち上げてやらないと絶対に解決できないのではないかと思います。簡単ですけどこれで終わります。

岩崎委員

神郷地区の岩崎です。農業委員は3年しまして、推進

委員は1年目で合わせて4年目になります。それで、農地台帳の調査でいくのですが、高齢者がほとんどなのでいろいろ聞き取りがあるのですが、一番の皆さんの苦勞するのが後継者問題で、後継者問題もあるのですが、農業をしていくうえで農機具が必要なので、現役の時に農機具を購入して現在は古くなったと、農機具を買い換える、年金生活では難しいと、古川さんが言われていたのですが、やはり少しでも農業の収入が上がるような状態を市なり県なり農機具に対して助成するとかいうようなことをしないと、農地のパトロールを毎年しているのですが荒廢農地になる事例が増えてきている気がするし、それで農地の借り手もあるんですけど、区画整備もされて道がかりもいいのですが、湿地というのか水が多くて野菜も何も作れないという土地もかなりあるので、そういったこともやはり解消するようなことを農業委員会で意見を出して考えたらいいのではと思います。以上です。

加藤委員

垣生の加藤です。農業委員会の委員になりまして1年が経ったということで、私の地域の近くでは宅地が建って家の間で農業をしなくてはいけないと、やりにくいというのがあったのですが、この会議に出ることによって新居浜全体がすごいペースで農地がなくなっているというのが素直な感想です。あともう1つは、農業委員の守秘義務があるのですが、どこまでかがよく分からないし、情報公開も大事なところがあると思っています。生産者が近隣の農地で困っていたり、そんなのがあったら守秘義務があるのでどこまで伝えていいのか難しいというような感じで思っております。あと、農地に関しましては私、JAの里芋部会に入っているのですが、5、6人の若い者が農地を拡大して里芋で生計を立てているというような形で取り組んでいる方もいるので、その辺が成功して儲けてもらったらそういう方も増えてくる

し、農地も維持できる形をとっていますのでその辺は今後とも続けていきたいと思っています。以上です。

安藤委員

高津校区の安藤です。百姓は長いことしているのですが、商売をしながらの兼業農家だったのであまり農政のことは知らないので、今まで独自でお米を作って売っているという感じだったのですが、去年から推進委員になったのですが、あまり法律のことは勉強していないのでこれからはそちらの勉強もしていきたいと思っています。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。1年経ったということで皆様方にいろんな活動の中での意見であるとか、今後についてこういったことに取り組んでいただきたい等について一言ずつお話くださいというようなことでこの時間を作ったのですが、皆様方がいわれるのはだいたい担い手不足、担い手がないから荒廃農地が増えてくる。担い手がないというのは価格が安いから、商売にならないから、その時に新しい取り組みをすれば今、加藤委員さんもおっしゃっていましたが、最近、露地野菜で里芋でいろいろ頑張って新しい農業者もでてると、今、船木の方で土地を借りて露地野菜をしている人が増えてきたりというようなことなので、同じことをしていたら難しいと稲作は機械や道具がいっぱいかかって利益率が低いと、その時にいかにして経費を削減するかといえばほ場を作ってくれといたら2枚を1枚にできるとか、どうぞとやってくれればそれができると、八角が四角ですむとか、新しい施策についてもいろいろ皆様で取り組んでこれから3年に1回の意見書の中であったり、我々の議会の中で質問をしたりよくいわれる関係機関に提案をしていったり、あと大きいのが有害獣の対策、イノシシやシカの場合はよかったのですが、その前は鳥をいうてたのですが、有害鳥獣に鳥はあまりいわなくなった、有害獣でイノシシとシカと今はサル、それに小動物のハ

クビシンであるとか、タヌキとか、タヌキはいいのですがハクビシンになると、県の条例にかかって処分できないというようなことあったりして、その辺の法律についても勉強していただいて対策に取り組んでいかなくてはいけないし、窓口は農林水産課なのですが、そういったところに働きかけていくとかいうようなことで、今日、皆さんが言われたことも含めてこれからの農業委員会の農政の活動の中に取り組もうと、事務局の方でも皆さんにお聞きしたことをまとめまして今後の活動の中に取り組んでいきたいと思えます。

以上をもちまして、第14回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員